

# 国民健康保険



4月1日から国保の被保険者証が新しくなります

国民健康保険（国保）被保険者証の有効期限は毎年3月31日です。

有効期限の切れた紫色の被保険者証は使用できません。

4月1日からご使用いただく新しい被保険者証（桃色）を簡易書留でお送りしましたので、内容に誤りがないかご確認をお願いします。

70〜74歳の窓口負担が1割の方へ新しい国保高年齢受給者証を送付しました

70〜74歳の方が医療機関で治療を受けたときにお支払いいただく窓口負担を2割から1割に軽減する国の特例措置が継続されました。

該当する国保の被保険者の方へ、4月1日からご使用いただく新しい高年齢受給者証（だいだい色）を簡易書留でお送りしましたので、内容に誤りがないかご確認をお願いします。

なお、負担割合が3割の現役並み所得者の方は、現在お持ちの高年齢受給者証を引き続きご使用ください。

被保険者証・高年齢受給者証について次のことをご確認ください

- ・住所や氏名などの誤りはありませんか。
- ・他の健康保険に加入しているのに、国保の被保険者証が送られていませんか。
- ・65歳までの方で退職者医療制度に該当しているのに、一般の被保険者証が送られていませんか。
- ・75歳の誕生日を迎えられているのに、高年齢受給者証が送られていませんか。

※なお、新しい被保険者証・高年齢受給者証がお手元に届いていない場合、誤りや不明な点があった場合は、すぐに住民課保険年金担当までご連絡ください。



期限の切れた古い被保険者証・高年齢受給者証は回収しますのので、「日野町役場住民課行」の封筒に入れてポストへ投函してください。もしくは、住民課へ直接お届けいただくか、お近くの町職員へお渡しください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎ 6571

# 国民年金

からのお知らせ

## ご存じですか？ 学生納付特例制度

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

対象となるのは、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍されている20歳以上の学生の方です。

なお、平成24年度に学生納付特例が承認された方で、平成25年度に引き続き学生納付特例を希望される場合も申請手続きが必要です。

申請される方は、印かん（スタンプリ式でないもの）・学生証または在学期間のわかる証明書を持って草津年金事務所、または日野町役場住民課保険年金担当までお越しください。



学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間（受給資格期間）に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも反映されます。ただし年金額には反映されません。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納付（追納）することができます。追納されるとその期間は保険料納付済期間となり、老齢基礎年金の額に反映されます。なお、承認された年度から起算して3年度目からは当時の保険料に加算額が必要となりますのでご注意ください。

追納の手続きは、印かん（スタンプリ式でないもの）を持って草津年金事務所、または日野町役場住民課保険年金担当までお越しください。

### ◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課  
☎ 077-5671-2220  
日野町役場住民課 保険年金担当  
☎ 6571

